Ⅰ　市町村民経済計算の解説

1　市町村民経済計算の概念

(1)市町村民経済計算とは

市町村民経済計算は、一定期間(通常1年間)に市町村という行政区域内における各産業の生産活動によって新たに生み出された価値(付加価値)を貨幣価値で評価したものである。

生産活動によって新たに生み出された付加価値は、労働、土地、資本などの各生産要素の所得(分配)となり、次いで消費または投資(支出)にあてられる。

このように経済活動は「生産」、「分配」、「支出」と循環している。

なお、市町村民経済計算推計では、生産面から把握した「市町村内総生産」と、分配面から把握した「市町村民所得」を推計の対象としている。

(2)市町村民経済計算の相互関連図

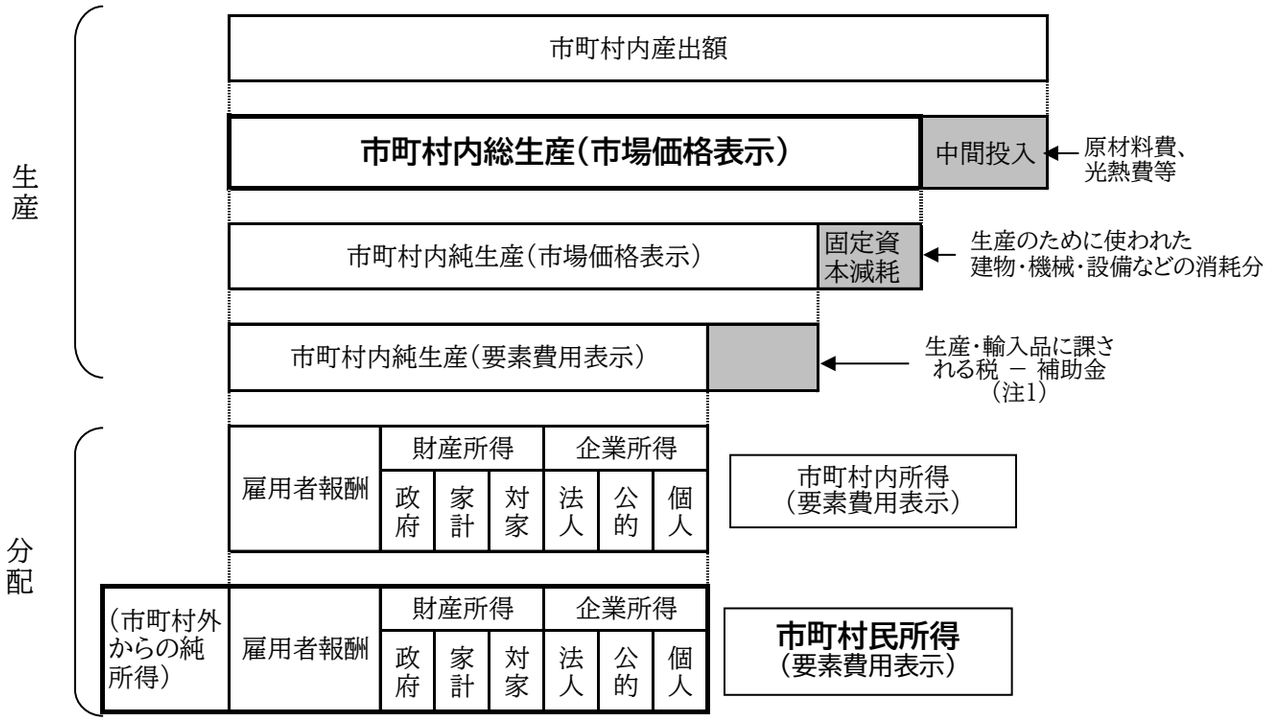

※太文字が「奈良県市町村民経済計算」で推計している箇所。他の項目は参考として記載。

(注1)

・生産・輸入品に課される税:消費税、酒税、関税など、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に際して生産者に課せられる租税および税外負担で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、かつその負担が最終購入者に転嫁されるものをいう。

・補　助　金:政府から産業に対して一方的に給付され、産業の側において収入として処理される経常的交付金。

(3)基本的な概念

①「総(グロス)」概念と「純(ネット)」概念

固定資本減耗(建物、設備、機械などの固定資産の将来の代替のための費用。減価償却費に資本偶発損を加えたもの)を付加価値に含んだものを「総」概念といい、含まないものを「純」概念という。

②「市場価格表示」と「要素費用表示」

「市場価格表示」とは、市場で取引きされる価格で表示する方法であり、「要素費用表示」とは財貨・サービスの生産のために必要な要素(土地、労働、資本)に対する費用で評価する方法である。

③「市町村内」概念と「市町村民」概念

「市町村内」概念とは、市町村内の居住者によるか否かに関わらず、市町村という区域内の中で生み出された付加価値を把握する方法であり、「市町村民」概念とは、市町村内の居住者が生み出した付加価値をその生産にあたった地域を問わずに把握する方法である。

市町村内総生産は「**市町村内**」概念で把握し、市町村民所得は「**市町村民**」概念で把握したものである。

２ 統計表の内容

(1)市町村内総生産
　一定期間内に市町村内の生産活動によって、新たに生み出された価値(付加価値)の評価額を示したもので、産出額から中間投入(原材料・光熱費・間接費など生産の過程で消費された財貨・サービス)を控除したもの。

経済活動	内　容
1. 農林水産業	
2. 鉱業	砕石製造業を含む
3. 製造業	と畜業を含み、砕石製造業を除く
4. 電気・ガス・水道業	上水道、下水道、廃棄物処理業(民営)を含む
5. 建設業	
6. 卸売・小売業	
7. 運輸・郵便業	
8. 宿泊・飲食サービス業	
9. 情報通信業	
10. 金融・保険業	
11. 不動産業	持ち家の帰属家賃(注1)を含む
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	
13. 公務	
14. 教育	
15. 保健衛生・社会事業	
16. その他のサービス	
17. 小計	1～16の合計
18. 輸入品にかかる税・関税等	輸入品にかかる税・関税等－総資本形成に係る消費税(注2)
19. 市町村内総生産	17,18の合計

(注1)
帰属計算
　県民経済計算上の特殊な概念であり、実際には商品やサービスが市場で取引されなくても、それが行われたかのようにみなし擬制して推計する方法。

帰属家賃
　持ち家に住んでいる人は、「自ら家賃を支払い、自ら不動産業を営んでいる」と擬制したもの。

(注2)(控除)総資本形成に係る消費税
　設備投資・在庫投資に係る消費税の控除分。県民経済計算で推計している支出系列に含まれていない消費税額を控除している。

(2)市町村民所得

生産活動によって生み出された付加価値が、市町村民(生産要素を提供した市町村の居住者)に、どのように分配されたかを示したもので、雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成される。

項　　目	内　　容
1雇用者(注1)報酬	
(1)賃金・俸給	現金給与、現物給与、議員歳費、給与住宅差額家賃(市中平均家賃－給与住宅家賃)など
(2)雇主の社会負担	
a. 雇主の現実社会負担	医療保険などの社会保障基金や年金基金などへの雇主の負担分
b. 雇主の帰属社会負担	退職一時金や公務災害補償などの雇主の負担分
2財産所得(非企業部門) a. 受取 b. 支払	金融資産、土地及び無形資産(著作権など)を貸借する場合に発生する所得のこと(注2)
(1)一般政府等 a. 受取 b. 支払	国・県・市町村の各行政機関が発行した起債の利子や社会保障基金の利子、配当、賃貸料
(2)家計	
①利子 a. 受取 b. 支払	預貯金利子、消費者ローン利子など
②配当(受取)	株式・出資金配当金、役員賞与など
③その他の投資所得	保険契約配当など
④賃貸料(受取)	土地の賃貸料、著作権の使用料
(3)対家計民間非営利団体 受取 支払	
3企業所得(企業部門)	営業余剰・混合所得(営業利益にほぼ相当)(注4)に、財産所得の受払(営業外収入－営業外費用)を加えたもので、企業の経常利益に近い概念
(1)民間法人企業	
(2)公的企業	公社、公団など
(3)個人企業	個人が主体となり、家族の労働力などを使って運営している企業(注3)
a. 農林水産業 b. その他の産業 (非農林水産・非金融) c. 持ち家	借家人の場合と均衡を計るため、家賃を得たと仮定(自分の家に家賃を支払ったらどうなるかを計算)して所得に計上
4市町村民所得(1＋2＋3)	

(注1)雇用者

市町村内に常時居住地を有し、産業、政府サービス生産者を含むあらゆる生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族就業者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

(注2)財産所得

構築物(住宅を含む)、設備、機械などの再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。

(注3)個人企業

家計部門との経理が明瞭に区別しがたい面があるため、受取財産所得は営業用資産に関して生じたものであっても家計の財産所得とみなし、企業所得には含めない。

(注4)営業余剰・混合所得

営業余剰は生産活動によって生み出された付加価値のうち企業の営業活動の貢献分であり、企業会計上の営業利益にほぼ相当する。個人企業については、事業主の労働報酬の要素も含まれるために混合所得と定義される。